

内閣総理大臣 岸田文雄 殿  
経済産業大臣 西村康稔 殿  
原子力規制委員長 山中伸介 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会  
青森県反核実行委員会  
青森県平和推進労働組合会議  
核燃・だまっちゃおられん津軽の会  
核燃いらぬ市民の会  
核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団  
核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会  
核の中間貯蔵施設はいらぬ！下北の会  
放射能から子どもを守る母親の会  
六ヶ所村の新しい風

## 反 対 声 明

### 1. GX法案の閣議決定と国会提出

政府は昨年からのGX実行会議において、原発の増設・建て替え、運転期間の延長を含む原子力政策の大転換を図る方針を検討してきたが、令和4年12月28日、関連する法律の改正を閣議決定し、次の法案（以下「本法案」という）が、目下衆議院本会議において審議中である。

本法案は原子力基本法、電気事業法、原子炉等規制法、使用済み燃料再処理法、再生可能エネルギー特別措置法など5つの改正法案を一本化した束ね法案である。

提案理由として、ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給の逼迫などへの対応や、グリーン・トランスフォーメーション（GX）が求められており、脱炭素電源の利用を促進しながら電気の安定供給を確保するための制度整備の必要性を挙げている。

### 2. 本法案の狙い

本法案の狙いは、日本の原子力政策の大転換し、原子力エネルギーを最優先かつ最大限活用しようとするものである。

第6次エネルギー基本計画は、福島第一原発事故の悲惨な事態を真摯に反省し、その教訓を生かして二度と原発事故は繰り返さない努力を続けることを宣言した上で、原子力についてはいかなる事情よりも安全を最優先し、可能な限り原発依存度を低減すると述べている。

本改正は、岸田政権自らが関与した基本計画を全面否定し、原子力の憲法である原子力基本法の根幹を大きく変え、更に束ね法案によって、安全規制の切り下げを図ろうとするものである。

加えて岸田政権は、本改正を機に、これまで明言を控えてきた原発の増設と建て替え構想を具体化し、GX実行会議で導入が検討された次世代革新炉の開発、建設に踏み出そうとしている。

### 3. 本法案に対する反対理由

(1) ウクライナ情勢に伴うエネルギー事情の変化とかグリーン・トランスフォーメーション（GX）という提案理由は、原発活用政策とは無関係であり、突然の法案提出は根拠のない便乗改正にほかならない。

(2) 本法案は、再生エネルギーと原子力という水と油の関係にあるエネルギー源を束ねて整備しようとするものであり、整合性に欠ける。再生エネルギー政策を優先的に促進すべしと主張する人たちが法案に反対しやすくしようとする政治的意図が透けて見える。

5つの法案は束ねることなく個別に慎重審議すべきである。

(3) 各法案に対する反対理由

#### ① 原子力基本法

ア 原子力基本法第2条は、原子力の平和利用と安全の確保、その担保方法としての自主、民主、公開の三原則を基本方針と定めている。これは危険な原子力の推進に歯止めをかけ、もって人類社会の福祉と国民生活の向上に寄与することを目的としている。

ところが、今回の改正は、時の政府の原子力施策を条文化したもので、基本法改正の枠を逸脱しているばかり

か、上記基本方針に違反している。

イ 本法案の基本方針には、福島第一原発事故を真摯に反省して事故防止の努力をする旨規定しておきながら、他方では原子力発電を国の責務（国策）と位置づけ、原発の維持・強化、原発事業者への救済など、原子力発電の継続と積極利用を基本的施策としているのは矛盾である。

ウ 原発依存の低減化、脱原発が依然として多数の世論を形成しており、再生可能エネルギーの一層の促進を図ることが脱炭素社会の実現に資することになるにもかかわらず、十分な国民的議論も経ることなく、突然の法案提出は、民主、公開の原則違反である。

エ 再処理の着実な実施を挙げているが、この施策は、余剰プルトニウムの更なる累積を招来し、原子力の平和利用を謳う基本方針に明らかに違反する。

また、再処理等拠出金法の付帯決議の一つである「利用目的のないプルトニウム不保持の原則」にも違反する。

オ 最終処分の方針が着実な実施を力説しているが、この施策は、わざわざ基本法に規定するまでもない。関連法で最終処分地探しが進められているものの、難航しており先行きは全く不透明な状況にある。本改正はこのような現実から目を背けて、高レベル放射性廃棄物の発生源である原発や再処理の積極的推進を図ろうとするものであり、整合性と合理性を欠くものである。

## ② 原子炉等規制法・電気事業法

### ア 原発の運転期間延長

原子炉等規制法第43条の3の30は、原発の運転期間を原則40年、1回限り最大20年延長できると定めていたが、これを削除し、電気事業法の改正によって延長が20年を超える場合には、予期し難い事由（審査や裁判）による停止期間の合算が認められた。その期間が長期であれば60年超えの運転を可能とした。

ただ、30年超えの高経年化した原発については10年毎の原子力規制委員会の許可を義務づけてお茶を濁そうとしているが、運転停止中でも設備・機器の経年劣化は進行する。除外に合理的根拠は見出せない。

40年ルールは、福島原発事故に学び安全確保の見地から、与野党一致の賛成で国会決議されたものである。60年超え運転を可能にする法制度は安全規制の放棄に等しい。

本改正は、60年ルール新設の立法事実を忘れ、老朽原発の危険性に目をつぶり、そして、3.11以前の杜撰で事業者寄りの安全審査時代に先祖返りしたものと云わざるをえない。

### イ 規制の形骸化

運転期間は、老朽原発の安全確保に深く係る問題であり、本来は原子力規制委員会が所管する原子炉等規制法で規制すべき事項である。ところが今回は、原発利用官庁の経済産業省が所管する電気事業法に移管され、長期間運転が決定された。本法案作成の過程で原子力規制委員会（原子力規制庁）と経済産業省の癒着も発覚している。

本改正は、福島原発事故の教訓から生まれた「規制と推進の分離」の基本原則を形骸化させ、3.11以前の「安全神話」の世界に引き戻そうとするものである。

## ③ 再処理法

廃炉の工程、終了までの期間、廃炉費用等が全く見通せない現状の下で、廃炉拠出金の納付を原子力事業者に義務づけることは、結局は利用者である国民に電気料金の形で、徒に大きな負担を強いるものであり、改正は拙速と言わざるをえない。

## 4. 結論

福島原発事故を忘れてはならない。フクシマを忘れないとは、原発回帰は許してはならないということである。

本法案の改正は、原子力政策の時計の針を3.11以前に逆戻りさせ、二度と起こしてはならないと誓った福島第一原発の悲惨な事故を繰返させるものであり、到底許すことはできない。

よって、本法案に断固反対し、本法案の撤回と廃案を強く要求するものである。

連絡先：核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団  
〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9  
TEL・FAX 0178-47-2321  
Eメール・lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp  
<https://lmangenkoku.org/>